

興行場営業手続きのご案内

1 営業までの流れ

- ① 興行場の施設・設備を整備（建築、改装等）
※計画段階で施設の図面を持参し、事前相談を受けていただくことをお勧めします。
- ② 営業者が鳥取市生活環境課に「興行場営業許可申請書」を提出
- ③ 鳥取市生活環境課が現地にて、構造・設備・衛生措置について検査を実施
※施設完成後できるだけ早く営業されたい場合や、検査日の指定がある場合はご相談ください。
- ④ 検査に適合した場合、鳥取市生活環境課が開設者に「許可書」を交付
※申請書提出から許可書交付まで（②から④まで）の標準事務処理期間は10日間です。
- ⑤ 営業開始

2 興行場営業許可申請書

(1) 添付書類

- ・ 営業施設の周辺見取り図
- ・ 構造及び設備の図面
- ・ 申請者と管理者が異なる場合にあっては、管理者となるべき者の就任の承諾を証する書類
- ・ 建物の建築確認済証の写し（又は証明書、事前協議書）
- ・ 消防法令適合通知書
- ・ 営業用の土地又は建物が他人の所有である場合にあっては、その所有者の承諾書

(2) 手数料

検査手数料として、20,210円（仮設の場合は8,000円）が必要です。

※窓口での現金支払い、キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー）又は納入通知書による金融機関での支払い

3 構造・設備の検査内容（法定基準）

検査内容については、別紙をご覧ください。

営業を行うために必要な基準ですので、適合するよう注意してください。

【お問い合わせ先】

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地（鳥取市役所本庁舎2階）
鳥取市市民生活部環境局生活環境生活衛生係
電話：0857-30-8083 ファクシミリ：0857-20-3918

【設置の場所及び構造設備の基準】

- (1) 設置の場所は、換気、防湿等の上で入場者の衛生に支障がないこと。ただし、衛生上の適切な措置が講じられているときは、この限りでない。
- (2) ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる金網等の設備が設けられていること。
- (3) 清掃及び排水に支障のない構造であること。
- (4) 床面積1平方メートル当たり毎時75立方メートル以上の換気能力を有する換気設備が設けられていること。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気孔から常時換気することにより、換気が十分に行われるときは、この限りでない。
- (5) 入場者の利用する場所には、床面における照度を150ルクス以上とする機能を有する照明設備が設けられていること。
- (6) 観覧室は、食堂、売店等とは、隔壁等により区画されていること。
- (7) 次の要件を備える便所を有すること。
 - ア 男性用大便器が入場者定員600人につき1個以上、男性用小便器及び女性用便器がそれぞれ入場者定員200人につき1個以上設けられていること。
 - イ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、前室を設けた水洗便所については、この限りでない。
 - ウ 床は、不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られていること。
 - エ 内壁は、床面から1メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りされていること。
 - オ 流水式手洗設備が設けられていること。

【措置の基準】

- (1) 毎日清掃し、衛生上支障がないようにすること。
- (2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的実施すること。
- (3) 入場者の利用に供する施設設備は、定期的消毒を行うこと。
- (4) 換気設備、照明設備その他入場者の衛生に必要な設備は、定期的保守点検するとともに、必要に応じて整備補修を行い、常に適正に機能させること。
- (5) 観覧室の空気を、次の基準に適合させること。
 - ア 炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下であること。
 - イ 浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
 - ウ 5分間開放の平板培養法で測定した空中落下細菌(生菌に限る。)の数は、座面で30個以下であること。
- (6) 観覧室の明るさは、興行中においても、床面で照度1.5ルクス以上とすること。